

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ◆ 令和2年7月豪雨災害における保育所等の被災状況について …………… 1
- ◆ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の積極的なご活用を！  
—第二次補正予算において「備品・物品等の購入」や「かかり増し経費」が  
認められています …………… 3
- ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病  
児保育事業の取扱いについて（令和2年度）（内閣府等） …………… 3
- ◆ 公定価格に関するFAQ（よくある質問）Ver.15（令和2年6月25日時点版）  
公表される（内閣府） …………… 4
- ◆ 保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究  
（厚生労働省） …………… 6
- ◆ 社会福祉主事資格認定通信課程（秋コース）受講者募集  
（全国社会福祉協議会・中央福祉学院） …………… 7

## ◆令和2年7月豪雨災害における保育所等の被災状況 について

去る7月3日以降に熊本県を中心に九州、中部地方等で発生した豪雨により各地で大きな被害が発生しています。被災者の皆様に心よりお見舞い申しあげるとともに、災害対応にご尽力されている皆様に敬意を表します。

全国社会福祉協議会では、7月6日に災害福祉対策本部を設置し、保育所等を含めた福祉施設等の被害状況等について全局的な情報収集・対応に努めているところです。

全保協としても、引き続き被災地の役員や事務局等の関係者から詳細な情報収集を行っています。

## 「令和2年(2020年)7月豪雨による被害状況等について」(第23報)

(厚生労働省 令和2年7月13日6時現在)

## (3) 児童関係施設等の被害状況

福岡県で4カ所、佐賀県で1カ所、熊本県で11カ所、大分県で1カ所、浸水被害あり。人的被害無し。  
また、熊本県で1カ所、停電あり。このほか、熊本県で6カ所、断水あり。引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
	最大	現在	浸水		停電		断水	
			最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県	33	17	21	11	3	1	15	6
八代市	4	2	2	2	1		1	
人吉市	7	3	6	3			1	
水俣市	1	1	1	1				
天草市	2		2					
芦北町	8	4	7	4			4	0
津奈木町	1		1					
錦町	1		1					
相良村	1	1	1	1			1	0
五木村	1	1					1	1
山江村	1	1					1	1
球磨村	2	1			2	1	2	1
あさぎり町	4	3					4	3
福岡県	5	4	5	4				
大牟田市	2	2	2	2				
久留米市	2	2	2	2				
大刀洗町	1		1					
佐賀県	1	1	1	1				
佐賀市	1	1	1	1				
大分県	1	1	1	1				
日田市	1	1	1	1				
鹿児島県	1		1					
薩摩川内市	1		1					

## (4) その他

## ○ 災害派遣福祉チーム(DWAT)の活動

熊本県の避難所において、熊本県の福祉関係団体で構成する熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)が、支援活動を開始(7/8～)。

内容の詳細は、下記ホームページの「7月豪雨について(第23報)」をご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 他分野の取り組み > 災害 > 令和2年(2020)7月豪雨について > 令和2年(2020)7月豪雨による被害状況等について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12260.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12260.html)

## ◆新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の積極的なご活用を！

### —第二次補正予算において「備品・物品等の購入」や「かかり増し経費」が認められています

本ニュース No. 20-05（令和2年6月30日号）において既報のとおり、国の第二次補正予算に新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業が盛り込まれ、保育所・認定こども園等において、様々な感染対策に柔軟に活用できるよう備品・物品の購入やかかり増し経費について、国100%による交付金が設定されています。

各自治体から施設宛に通知・連絡されている交付申請の方法をご確認いただき、交付金の積極的なご活用に向け、確実なご対応をお願いいたします。

かかり増し経費では、超過勤務手当や休日勤務手当、感染症対策に関する業務の実施に伴う手当なども対象となります。詳細は、本ニュース No. 20-15 をご参照ください。

都道府県から国への交付金の申請締切日が7月17日（金）に迫っています（施設から自治体への締切はそれよりも早く設定されています）。今のところ、令和2（2020）年7月豪雨の発生に伴う締切日延長など日程変更の予定はないことを厚生労働省に確認しています。

実施主体は都道府県となりますが、手続方法等の詳細は自治体からの連絡を改めてご確認ください、積極的なご活用に向けてご対応をよろしくお願い申し上げます。

## ◆新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（令和2年度）（内閣府等）

令和2年7月10日、内閣府等は子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて事務連絡を発出しました。

本事務連絡は、新型コロナウイルス感染症の影響から利用自粛等により病児保育の利用者が少なくなり、事業の継続に影響が出ていることから、補助基準額の考え方等について示しているものです。

（全国保育協議会 事務局 抜粋、太字・下線付記）

### 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（令和2年度）

病児保育施設において病児保育の提供に必要な職員を確保するなど、サービスの提供体制を確保していると市町村が認める場合には、加算単価の適用に当たっては、市町村において、新型コロナウイルス感染症の状況や利用ニーズ、確保されている提供体制等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなすこととして差し支えない。ただし、この場合にあっては、前年同月の延べ利用児童数を上限とすることとする。

なお、上記の新型コロナウイルス感染症の流行の下での措置は、令和2年4月から令

和2年9月までの間の取扱いとし、令和2年10月以降の取扱いについては、別途お示しすることとする。

また、交付申請については、「令和2年度子ども・子育て支援交付金の交付申請書の提出について」（令和2年5月20日付内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付事業第一係事務連絡）で令和2年7月31日（金）までにお願いしているところであるが、本事務連絡の取扱いを可能な限り反映していただくようお願いする。

内容の詳細は、別添資料並びに下記ホームページの「71」をご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

## ◆公定価格に関する FAQ（よくある質問） Ver. 15（令和2年6月25日時点版）公表される（内閣府）

令和2年6月25日、内閣府は公定価格に関するFAQを改定して公表しました。

本会が昨年度、厚生労働省に対して「土曜日の閉所」「休日保育の共同（輪番）」の考え方について課題・疑義を提示した一部の内容が明示され、新しく追記されています。

また、令和2年4月からの公定価格の改定にそって、これまでに示されていた項目も内容が修正されていますので、詳細は内閣府ホームページにてご確認ください。

### No. 153 保育所・認定こども園等 土曜日に閉所する場合

（質問）

土曜日に開所していても保育を提供していない場合、閉所しているものとして取り扱うとのことだが、土曜日利用希望があり開所したが、当日キャンセルにより利用する子どもがいなくなった場合も閉所しているものと取り扱うのか。

（回答）

事前に利用希望があり開所したのであれば、当日に利用する子どもがいなくなり保育の提供ができなくなったとしても、開所しているものと取り扱います。

### No. 154 保育所・認定こども園等 土曜日に閉所する場合

（質問）

土曜日が5日ある月の場合調整率の区分の取扱いはどうなるのか。また、土曜日が4日ある月でそのうち1日が祝日の場合の調整率の区分の取扱いはどうなるのか。

（回答）

土曜日の調整率の区分の取扱いについては以下のとおりです。

#### 【土曜日が5日ある月の場合】

- ・土曜日のうち1日を閉所した場合は「月に1日土曜日を閉所する場合」の区分
- ・土曜日のうち2日を閉所した場合は「月に2日土曜日を閉所する場合」の区分
- ・土曜日のうち3日を閉所した場合は「月に3日以上土曜日を閉所する場合」の区分
- ・土曜日のうち4日を閉所した場合は「月に3日以上土曜日を閉所する場合」の区分
- ・土曜日のうち5日を閉所した場合は「全ての土曜日を閉所する場合」の区分

が適用されます。

**【土曜日が4日ある月でそのうち1日が祝日の場合】**

- ・土曜日（祝日を除く）のうち1日を閉所した場合は「月に1日土曜日を閉所する場合」の区分
- ・土曜日（祝日を除く）のうち2日を閉所した場合は「月に2日土曜日を閉所する場合」の区分
- ・土曜日（祝日を除く）のうち3日を閉所した場合は「全ての土曜日を閉所する場合」の区分

が適用されます。

**No. 158 保育所・認定こども園等 土曜日に閉所する場合**

（質問）

年末年始に土曜日がある場合、閉所すると減算が適用されるのでしょうか。

（回答）

年末年始（12月29日から1月3日）の間にある土曜日については、閉所した場合であっても減算は適用されません。

**No. 160 保育所・認定こども園等 休日保育加算**

（質問）

共同（輪番）により年間を通じて休日等に開所する場合の申請についてはどのようにすればよいのでしょうか。

（回答）

他施設・事業所（居宅訪問型保育事業を除く）と共同（輪番）により年間を通じて休日等に開所する場合の加算の申請については、共同保育を実施する各施設・事業所ごとに行ってください。

**No. 161 保育所・認定こども園等 休日保育加算**

（質問）

企業主導型保育施設との共同（輪番）により年間を通じて休日等に開所する場合、企業主導型保育施設を利用した分の申請についてはどのようにすればよいのでしょうか。

（回答）

他施設・事業所（居宅訪問型保育事業を除く）や企業主導型保育施設との共同（輪番）により年間を通じて休日等に開所する場合における、企業主導型保育施設を利用した分の申請については、例えば以下のようなことが考えられます。

- ①企業主導型保育施設を利用した子どもが在籍する施設・事業所ごとに、それぞれが企業主導型保育施設を利用した分を上乗せして申請する（申請した各施設・事業所から企業主導型保育施設に利用した分を支払う）
- ②代表する施設・事業所が、他施設・事業所分もまとめて一括で企業主導型保育施設を利用した分を上乗せして申請する（代表して申請した施設・事業所から企業主導型保育施設に利用した分を支払う）

なお、申請方法や企業主導型保育施設への支払い等については、共同（輪番）により年間を通じて休日等に開所する際の実施要綱や運営規程に位置づけるようお願いいたします。

## ◆保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究（厚生労働省）

令和2年7月8日、厚生労働省は、標記の調査研究の報告書と事例集を公開しました。

近年、外国籍等の子どもの数が増加しており、保育所等においても外国籍等の子どもの数は増加傾向にあります。

また、令和元年6月、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）において、「保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に係る取組事例の把握・共有」をすることとされたことを踏まえ、今般、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究」（実施主体 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）において、自治体や保育所における取組事例集が作成されたものです。

会員の皆さまにもご活用くださいますよう、お願い申し上げます。

### 「保育所等における外国籍等の子どもの保育に関する取組事例集」目次

はじめに

- 第1章 外国籍等の子ども・保護者の受入れに関する現状
- 第2章 外国籍等の子どもの保育にあたっての基本的な考え方と配慮のポイント
- 第3章 外国籍等の子ども・保護者の受入れから卒園まで
- 第4章 個別事例 神奈川県横浜市 岐阜県美濃加茂市
- 第5章 お役立ちツール集

保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究事業（令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）

#### 保育所等における外国籍等の子どもの保育に関する取組事例集

##### ①目的

- 平成30年12月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、今後さらに外国籍等の子ども・保護者の増加が見込まれます。「保育所保育指針」においても、改定にあたり外国籍家庭への支援が示されました。
- 本事例集は、市区町村の保育部局および実際に受入れを行う保育所等の職員を対象として、外国籍等の子ども・保護者の保育を行ううえでの基本的な考え方や具体的な自治体・保育所等の事例について紹介することを目的として作成されました。



##### ②構成

- 本事例集は全5章で構成されています。各章の概要は以下のとおりです。

###### はじめに

本事例集のねらい、対象者、構成について説明しています。

###### 第1章 外国籍等の子ども・保護者の受入れに関する現状

市区町村を対象としたアンケートの結果にもとづき、外国籍等の子ども・保護者の受入れにあたって市区町村・保育所等が抱えている課題についてみていきます。



###### 第2章 外国籍等の子どもの保育にあたっての基本的な考え方と配慮のポイント

保育所保育指針もふまえながら、外国籍等の子どもの保育にあたっての基本的な考え方と配慮のポイントについて解説しています。



###### 第3章 外国籍等の子ども・保護者の受入れから卒園まで

保育所等の入園申し込みから卒園までの各場面における、市区町村や保育所等での課題や取組のポイント、実際の市区町村や保育所等における取組事例を紹介しています。詳しい内容は次頁に掲載しています。



###### 第4章 個別事例

2つの市区町村を取り上げ、外国籍等の子どもの保育に関する取組が始まった経緯や取組内容、他部局との連携状況等について詳しく紹介しています。

###### 第5章 お役立ちツール集

外国籍等の子ども・保護者の受入れにあたって参考となる情報（国や関連機関が作成しているツール等）を掲載しています。



### ③掲載事例

**①入園申込みまで**

- 保育所等の制度や手続きに関する多言語での周知
- 入園前の問い合わせ等への多言語対応
- 産後から保育所等入所までの継続的支援

**②入園時**

- 入園のおしりの多言語化
- 入園説明会での多言語対応
- 入園面接での対応

**体制整備**

- 保育所等への通訳等の派遣・配置
- 保育士・保育助手等の配置の工夫や充実
- 職員への研修
- 保育所間のネットワーク構築

**子どもへの配慮**

- 母語に配慮した保育所内での表示や声かけ
- 言葉や文化の違いが発達の壁とならないような支援
- わかりやすい日本語やイラスト等の使用
- 宗教や生活習慣の違いへの配慮
- 保育内容の見直し
- 各国の文化をお互いを知るための取組

**保護者への配慮**

- 文書の多言語化、わかりやすい日本語やイラスト、翻訳機の使用
- 保育に関するルール・認識の違い等への配慮
- 子育て、日常生活の支援
- 保護者間の交流促進
- 緊急対応等のサポート

**④卒園時**

- 小学校の制度や手続きに関する周知
- 就学に向けた個別的な指導や支援
- 小学校上の連携強化
- 地域の日本語教室等に関する情報提供

### ④ページ例

市区町村・保育所等が抱える課題や、各場面において有効と考えられる取組のポイント、注意点を解説しています

取組ごとに、実際の市区町村・保育所等の事例を紹介しています

事例集をご覧になりたい場合は・・・

「外国籍等の子どもの保育に関する事例集」および本事業報告書は、三菱UFJリサーチ&コンサルティングホームページよりダウンロードできます。

ホーム>レポート>レポート・コラム>政策研究レポート>公開報告書  
[https://www.murc.jp/report/rc/policy\\_research/public\\_report/](https://www.murc.jp/report/rc/policy_research/public_report/)

※本事業の報告書には、**各自治体の多言語資料の実例**も掲載しています。あわせてご覧ください。

■「保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究」

（実施主体 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

（事例集）[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai\\_200427\\_1\\_3.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_200427_1_3.pdf)

（報告書）[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai\\_200427\\_1\\_1.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_200427_1_1.pdf)

## ◆社会福祉主事資格認定通信課程（秋コース）受講者募集（全国社会福祉協議会・中央福祉学院）

保育所・認定こども園等の職員の皆さま、社会福祉の職場で働くすべての方に、ぜひ学んでほしい基礎的な資格「社会福祉主事」。10月から秋コースを開講いたします。皆さまからのお申込みを心よりお待ちしております。

### 中央福祉学院の課程の特徴

- 通信課程だから働きながら受講できます。
- 10～70代と幅広い年代の方に受講いただいています。
- 毎年全国から約4,000名の方に受講いただいています。
- 修了率は90%以上。修了者の満足度95%。

### 【概要】

- ◆受講期間：2020年10月～2021年9月（1年間）
- ◆学習内容：自宅学習による答案作成（16科目）、集合研修（5日間）
- ◆受講料：89,000円（消費税等込額、テキスト・教材費、集合研修授業料含む）
- ◆申込締切：2020年7月31日（火）※当初の締切から延長しました。
- ◆詳細・申込：中央福祉学院ホームページ  
<https://www.gakuin.gr.jp/training/course305.html>
- ◆問合せ：全国社会福祉協議会 中央福祉学院

〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44 TEL046 - 858 - 1355

7